

適正な運動部活動の実施に向けて

《 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁） 》

スポーツ庁は3月19日、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを公表した。本ガイドラインは、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中等部を含む）段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、運動部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指している。

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの概要（全日教重要約・抜粋）

ガイドライン策定の趣旨等

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が運動習慣等の確立や、心身の健康の保持増進等を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。
- ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

1. 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- 都道府県
 - ・ 運動部活動の活動時間及び休業日の設定等、適切な運動部活動の取組に関する「**運動部活動の在り方に関する方針**」の策定
- 学校の設置者（市区町村教育委員会、学校法人等 以下同じ）
 - ・ 「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「**設置する学校に係る運動部活動の方針**」の策定
 - ・ 各学校における運動部活動の活動方針・計画のための様式の作成
- 校長
 - ・ 「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度「**学校の運動部活動に係る活動方針**」の策定
 - ・ 学校の各運動部活動の活動方針及び活動計画等を学校のホームページに掲載し、公表
- 運動部活動顧問
 - ・ 年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出 等

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長
 - ・ 指導内容の充実、生徒の安全の確保、**教師の長時間勤務の解消等の観点**を踏まえた適正な数の部活動の設置
 - ・ 教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況等を勘案した上での運動部顧問の決定
- 学校の設置者
 - ・ 各学校の生徒・教師数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置
 - ・ **部活動指導員**に対し、任用前及び任用後において安全の確保、体罰等の禁止及びサービスの遵守等に関する**研修の実施**
- 都道府県（及び学校の設置者）
 - ・ 運動部顧問を対象とする知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする、**運動部活動の適切な運営のための研修等の実施** 等

2. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- 校長（及び運動部顧問）
 - ・ 運動部活動の実施に当たっては、「**運動部活動での指導のガイドライン**」（平成25年5月作成）に則り、**生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰等の根絶を徹底**
- 運動部顧問
 - ・ 休息や適度な運動量に関する正しい理解
 - ・ 生徒それぞれの目標が達成できるよう、競技種目の特殊性を踏まえた**科学的トレーニングの積極的な導入により短時間で効果が得られる指導の実践**
 - ・ 発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関して正しい知識を得て指導するため、保健体育担当教師や養護教諭等との連携・協力 等

(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

- 中央競技団体
 - ・ 運動部活動における合理的で効率的・効果的な活動のための指導手引を作成し、ホームページに公開
 - ・ 公益財団法人日本中学校体育連盟や都道府県等と連携し、全国の学校に指導手引を普及 等

3. 適切な休養日等の設定

休養日等の基準

- ・ 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日（平日は少なくとも1日、土日（以下「週末」）は少なくとも1日）を設置。週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振替
- ・ 長期休業中の休養日の設定は学期中の扱いに準じるが、運動部活動以外の活動も行えるよう休養期間（オフシーズン）を設置
- ・ 1日の活動時間は長とも平日で2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度で、短時間に合理的・効果的な活動を実施

※ 地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日等の設定も可能

4. 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

- 校長
 - ・ 生徒の運動のニーズが、競技力向上以外にもあることを踏まえ、多様なニーズに応じた活動を行える運動部の設置（レクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等）
- 地方公共団体
 - ・ 少子化等で生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、複数校の生徒が合同で運動部活動に参加できる、合同部活動等の取組を推進 等

(2) 地域との連携等

- 都道府県、学校の設置者、校長
 - ・ 学校と地域が共に子供を育てる視点に立ち、協働して地域におけるスポーツ環境の整備を推進 等

5. 学校単位で参加する大会等の見直し

- 公益財団法人日本中学校体育連盟
 - ・ 主催する学校体育大会について参加資格の緩和、日程や外部人材の活用等運営の在り方の速やかな見直し 等



詳しくは、

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1402624_1.pdf

昨年5月からスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（以下ガイドライン）作成検討会議」で議論されてきた、運動部活動における運用指針が公表された。これまで部活動が学校教育の中で大切に培ってきた知・徳・体をバランス良く育む「日本型学校教育」を根幹に据えながら、学校における中学校教員の働き方の改善にも資するために、適切な部活動運営のための柱となるガイドラインが示された。具体的には、都道府県や学校の設置者等、部活動の運営に携わるそれぞれの立場における役割等が明示されている。特に今回のガイドラインにおいては、休養日等の基準について活動時間と共に具体的な事例を挙げて設定されており、これまでの運動部活動の指導や運営等の在り方について抜本的に見直すきっかけとなることが期待される。これからの子供たちの健全な成長のためにも、部活動に携わる関係者が、まずしっかりと運営の柱となる活動方針等の策定に臨み、望ましい部活動運営の実現が不可欠である。

そのため各都道府県及び市町村では、学校現場において実行あるガイドラインが作成・運用されるよう、本ガイドラインの趣旨が確実に踏まえられた方針等を明確に打ち出す必要がある。また、今年度予算において専門スタッフ・外部人材の拡充として、中学校における部活動指導員が4,500人配置されるようになるが、合理的かつ効果的・効率的な部活動の運営や、学校現場における教員の多忙解消においては十分な人員が配置されたとは言い難い。部活動指導員が来年度以降も継続して予算付けされ、ガイドラインの運用と共に学校現場において有効に活用されていかなければ、学校全体として運動部活動の指導・運営に係る新しい体制を構築することも難しい。また、運動部活動だけではなく、文化部も含めた部活動の運営の在り方や、小学校や高等学校における部活動の運営の在り方等についても、今後十分な議論がなされなければならない。

全日教連は、部活動に関わる全ての教員が部活動の運営等において、真っ直ぐに子供の健全な成長に寄与できるよう、学校現場の実態を基に教員の声を集め、スポーツ庁や文部科学省に対し、各都道府県や市町村等の方針の策定状況や内容を監督・指導することや、部活動指導員の更なる拡充等、健全な部活動運営のために真に学校現場で必要な要望や提言を訴えていく。